

埼玉県立史跡の博物館紀要発行要綱

(目的)

第一条 埼玉県立史跡の博物館では、職員等が日々の研鑽で上げた成果を県民に公表する手段として、紀要を発行するものとする。

(執筆者の資格)

第二条 埼玉県立史跡の博物館紀要（以下「紀要」という。）を執筆できるものは、次の各号のいずれかに該当する職員等とする。

- 一 紀要の発行年度に埼玉県立さきたま史跡の博物館又は埼玉県立嵐山史跡の博物館（以下「史跡の博物館という。」）に勤務する職員
- 二 紀要の発行年度の前年度に史跡の博物館に勤務していた職員
- 三 他の埼玉県立博物館施設に勤務するもので紀要に執筆を希望する職員
- 四 前各号に規定するもの以外のもので、執筆内容が紀要の内容にふさわしいと史跡の博物館の館長（以下「館長」という。）が認める者

(原稿の種類)

第三条 原稿の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 埼玉の史跡や遺跡に関する資料の収集・保管・調査研究に関する論文・研究ノート・調査報告・資料紹介等
- 二 博物館の運営、教育・普及活動、公園管理に関する論考で、主に本県の事例を中心とするもの
- 三 館長から執筆を依頼した論考等

(執筆編集委員会)

第四条 執筆編集委員会は史跡の博物館各担当1名の編集委員で構成し、さきたま史跡の博物館資料・展示担当が統括し、事務を行う。

- 2 執筆編集委員会は、当該年度の編集方針を定めるとともに、原稿の内容について修正を求めることができる。
- 3 原稿の採否は、執筆編集委員会の審査を経て館長が決定する。

(著作権)

第五条 掲載された論文の著作権は埼玉県教育委員会に属する。

附 則

この要綱は、平成23年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。